

(別紙) 報告書の概要

1. 点検・調査体制

常設のCSR推進会議(委員長:社長 常盤百樹)のもと、各発電設備部門の本部長を筆頭とする体制で点検・調査を実施し、本報告書のとりまとめを行った。

発電設備部門ごとの点検実施計画の作成、点検・調査および報告書のとりまとめにあたっては、客観性、透明性を確保するため、適宜、社内監査部門によるチェックを実施するとともに、社外の弁護士からの助言も得ながら進めた。

2. 点検・調査対象設備

当社のすべての発電所を対象に、点検・調査を実施した。

	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備	合計
発電所数	58	4	1	63

3. 点検・調査方法

(1) 手続き不備

	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
点検期間	電気事業法施行(昭和40年)以降。電気事業法以外は、最新の水利権許可申請以降	平成16年度以降 (過去3ヶ年程度)	平成14年(前回総点検)以降
点検対象	全工事		
点検方法	申請・届出工事に該当するかどうか照合し、必要な手続きの実施状況を確認		

(2) データ改ざん

a. 計器・プロセスコンピュータのデータ処理

	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
点検期間	該当設備なし	現状	現状
点検対象 〔火力・原子力の右記データ測定に必要な計器やプロセスコンピュータ等のプログラム〕		<ul style="list-style-type: none"> 使用前自主検査 定期事業者検査 公害防止協定 	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定 使用前検査 定期検査 定期事業者検査 安全協定 炉規則
点検方法		(計器) ループ試験、単体試験記録、納入時の品質保証書等で確認 (プロセスコンピュータ) 発注時の仕様書により確認 また、計算機に実装されているプログラムが仕様書の記載内容と一致することを納入メーカーに委託して確認 なお、定期点検中のユニットは現地ループ試験に当社火力部が抜き取りで確認	(計器) 設計図書、校正記録、点検記録、計測器管理台帳等で確認 (プロセスコンピュータ) 設計図書、校正記録等により確認 また、複数の計測値の演算処理を行うプログラムは上記に加えて、手計算との比較、プログラム改修時の記録確認または実装されているプログラムの妥当性確認のいずれかにより確認

(注)・火力のプロセスコンピュータの点検は継続中(H19.5完了予定)

・原子力の計器およびプロセスコンピュータの点検は継続中(H19.11完了予定)

b. 記録関係

	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
点検期間	電気事業法施行(昭和40年)以降 なお、使用前自主検査は制度が導入された平成12年7月以降を対象、また、定期報告は記録保管期間である過去10年間を対象	平成16年度以降 (過去3ヶ年程度) なお、対象期間内に実施した記録がない場合は、自主検査制度が導入された平成12年7月以降の至近1回分を対象	現状の記録 なお、使用前検査、溶接事業者検査は、都度、検査内容が異なることから平成14年～平成18年(過去5ヶ年)を対象
点検対象 〔右記の検査記録、報告書等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前検査 ・使用前自主検査 ・立入検査 ・定期報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前自主検査 ・定期事業者検査 ・溶接事業者検査 ・公害防止協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前検査 ・定期検査 ・定期事業者検査 ・溶接事業者検査 ・安全協定 ・炉規則
点検方法	検査記録・報告書の記載内容が元データ等と一致することを確認		

(注) 原子力については、国、原子力安全基盤機構などが立ち会った検査の点検は省略した。

(3) 聞き取り調査

	水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
期 間	設定なし		
対 象	保安活動全般		
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に直接携わる(過去を含む)当社社員および関係会社への出向者を対象に、手続きの不備、データ改ざんなど不適切な処置の存在について聞き取り調査を実施 ・主要な関係会社、協力会社に対しても、同様の聞き取り調査を実施 ・匿名を必要とする場合は、コンプライアンス相談窓口を利用するよう再周知を実施 		

(参考1) 当社社員への聞き取り調査対象者数

	社 員	出 向 者	合 計
水力発電設備	675名	83名	758名
火力発電設備	459名	108名	567名
原子力発電設備	359名	165名	524名
合 計	1,493名	356名	1,849名

(参考2) 関係会社、協力業者への聞き取り調査対象会社数

	関係会社	協力会社	合 計
水力発電設備	3社	9社	12社
火力発電設備	4社	3社	7社
原子力発電設備	3社	4社	7社
合 計	10社	16社	26社

4. 点検・調査結果

(1) 手続き不備

- ・ 水力発電設備において、9件の河川法違反があった。(別表参照)
(申請不備5件、目的外取水4件。なお、目的外取水の恐れのあるものが17件。)
- ・ 火力・原子力発電設備においては、なし。

(2) データ改ざん

すべての発電設備において、なし。

- ・ 一部の計器・プロセスコンピュータについては、点検継続中。
- ・ 点検過程における誤記、転記ミスなど109件(火力47件、原子力62件)が見いだされたが、いずれも問題となる事案ではないことを確認した。

(3) 聞き取り調査

すべての発電設備において、問題となる事案はなし。

以 上

(別表)

水力発電設備の河川法違反事案(公表済み)

1. 申請不備(5箇所)

水系名	河川名	発電所名	相違事項	備考
吉野川	第一ゴウ谷川	まつおがわだいいち 松尾川第一 (徳島県三好市)	ゴウロ谷第一溪流取水設備排砂門 申請:木製角落し 実物:鋼製ゲート	平成6年取替
"	祖谷川	なごろ 名頃 (徳島県三好市)	名頃ダム洪水吐ゲート巻上機 申請:設置なし 実物:プレハブ室設置	平成3年設置
那賀川	藤ヶ内谷川	ひろの 広野 (徳島県那賀町)	藤ヶ内溪流取水設備取水口 申請:設置なし 実物:追加スクリーン設置	平成11年設置
仁淀川	高野川	だいくろかわ 第五黒川 (愛媛県久万高原町)	高野川取水設備取水口 申請:設置なし 実物:追加スクリーン設置	平成7年設置
"	名荷谷川	"	名荷谷川溪流取水設備取水口 申請:設置なし 実物:追加スクリーン設置	平成6年設置

2. 目的外取水(4箇所)

水力発電の目的で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、巡視・点検時における手洗いの水等として使用していた。

水系名	河川名	発電所名	所在地	最大出力 (kW)	運転 開始年月
吉野川	祖谷川	なごろ 名頃	徳島県三好市	1,300	昭和36年3月
"	"	みなわ 三縄	"	7,000	昭和34年4月
仁淀川	岩屋川	いわやがわ 岩屋川	高知県仁淀川町	1,800	昭和5年4月
肱川	船戸川	ふなと 船渡	愛媛県西予市	520	大正15年10月

なお、このほか、「目的外取水のおそれあり」として、水力発電の目的で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、消火用水として使用する設備を設置していた発電所が、17箇所あった。

以上